

白河市

屋外**広告物**の手引き



令和6年9月 更新版

# はじめに

私たちの住むまちや郊外の道路沿線などには、ポスターや立看板、広告板や広告塔など大小を問わずさまざまな屋外広告物が表示されています。

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を提供する重要な情報源であるとともに、まちに賑わいや活気をもたらすものでもありますが、無秩序に多数表示されると、情報が的確に伝わらなかったり、まちの美観や本市が有する美しい自然景観を損なうことにもなってしまいます。また、適切な維持管理がなされないと、落下や倒壊あるいは道路通行上の支障となり、ひとびとに危害を与えることも考えられます。

このため、屋外広告物法及び白河市屋外広告物等に関する条例に基づき、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」並びに「公衆に対する危害防止」の観点から、屋外広告物の表示又は設置に関するルールが定められています。

## 白河市屋外広告物の手引き 目次

<b>■ 1. 基礎編</b>		
1-1 屋外広告物とは	.....	2
1-2 白河市屋外広告物等に 関する条例の概要	.....	3
<b>■ 2. 屋外広告物の禁止と許可編</b>		
2-1 禁止物件	.....	4
2-2 禁止広告物	.....	4
2-3 禁止地域・許可地域	.....	5
2-4 適用除外	.....	5
2-5 許可基準の概要	.....	7
<b>■ 3. 許可等の手続き編</b>		
3-1 許可の手続き	.....	27
3-2 許可申請	.....	28
3-3 関係法令	.....	28
3-4 許可期間・手数料	.....	28
3-5 管理等の義務	.....	29
3-6 違反広告物に対する措置	.....	29
3-7 経過措置	.....	30
3-8 業者登録	.....	30
3-9 地区指定	.....	30

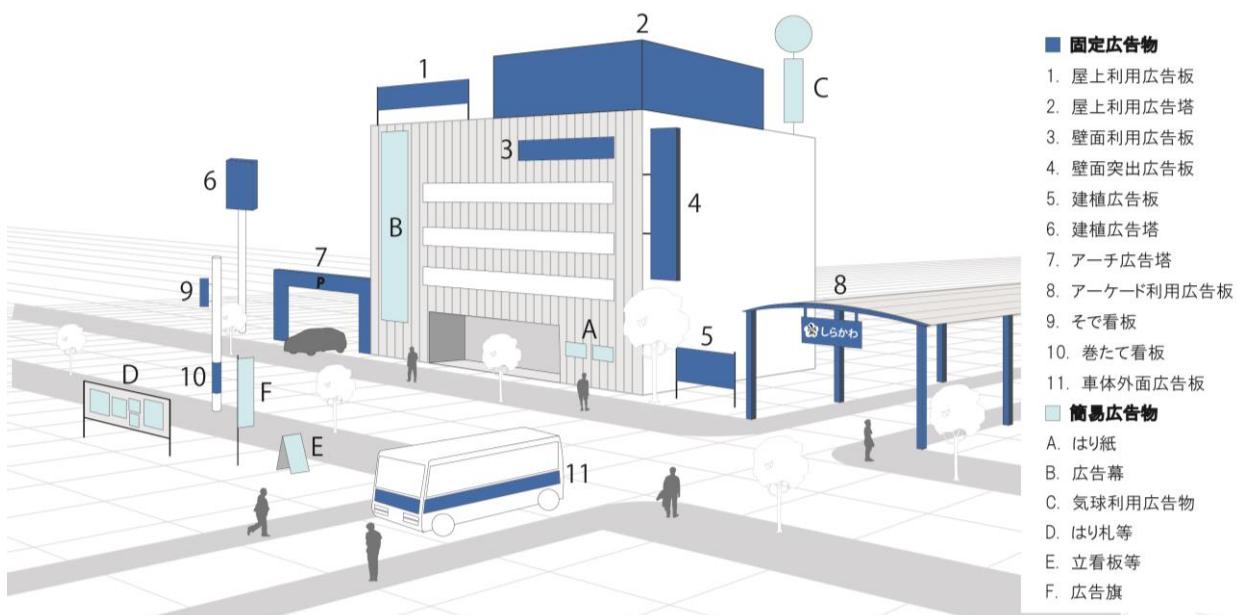
## ■ 1. 基礎編

### 1-1 屋外広告物とは

- ・屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札、並びに廣告塔、廣告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの、これに類するものをいいます。
- ・商業廣告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

主用途・目的	定義・内容
<b>自己用広告物</b>	自己の氏名・名称・商標・事業内容を、自己の住所・事業所・営業所・作業場に表示する廣告物
<b>管理用廣告</b>	自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき設置する廣告物
<b>公共目的用廣告</b>	道標、案内図等公共又は公衆の利便に供することを目的とした廣告物
<b>公共廣告</b>	法令の規定により表示する廣告物 国・地方公共団体が公共的・目的により設置する廣告物
<b>一時廣告</b>	冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する廣告物 講演会等の催物のため、会場内に表示する廣告物
<b>非営利廣告</b>	政治活動、社会教育活動等営利を目的としない活動のための廣告物
<b>共同廣告</b>	指定する地域内に一定数以上の廣告主が管理主体を定めて共同で表示する廣告物
<b>一般廣告物</b>	上記以外の廣告物

図 屋外広告物の種類



## 1-2 白河市屋外広告物等に関する条例の概要

### 1) 目的

- ・この条例は、屋外広告物法の規定に基づく必要な規制に関する事項並びに屋外広告物、屋外広告物を掲出する物件及び特定屋内広告物を地域の良好な景観と調和させるために必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

### 2) 責務

#### ●市の責務

- ・屋外広告物等に関する啓発その他の必要な施策を策定し、実施するものとする。
- ・屋外広告物の表示等に当たっては、良好な景観の形成について、先導的役割を果たすよう努めるものとする。
- ・广告主、屋外広告物業を営む者及び管理する者に対する指導を行うものとする。

#### ●広告主等の責務

- ・广告主、屋外広告物業を営む者及び管理する者は、この条例を遵守するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ●市民の責務

- ・市民は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### 3) 屋外広告物の規制

#### ●地域の指定及び禁止物件、禁止広告物

##### ○地域等の指定

- ・特別規制地域等（原則として広告物の表示が禁止される地域等）
- ・普通規制地域等（原則として広告物の表示に許可が必要な地域等）

##### ○禁止物件

- ・原則として広告物の表示が禁止されている工作物等

##### ○禁止広告物

- ・原則として設置、表示が禁止されている広告物

#### ●規制基準

##### ○表示面積の規制

- ・広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、広告物の表示面積の上限を定めています。

##### ○高さの規制

- ・広告物の形態、種類に応じて、広告物の高さに関する基準を定めています。高さに関する基準は、地上からの高さの外に、建物の高さと広告物の高さとの比率による制限もあります。

##### ○色彩の規制

- ・地域等の特性に応じて、屋外広告物の表示面積の一定割合を規制しています。

#### ●特定屋内広告物

- ・窓ガラス、ガラス扉等の内側の面に直接描いたり貼ったりして、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものです。
- ・特定屋内広告物を表示する場合、位置、形態・意匠を良好な景観の維持及び向上に資するものとするよう努めることとします。

## ■ 2. 屋外広告物の禁止と許可編

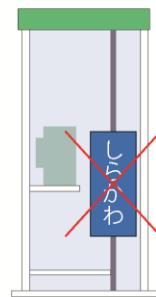
### 2-1 禁止物件

地域の区分に関係なく、原則として広告物の表示が禁止されている工作物です（市内全域）。

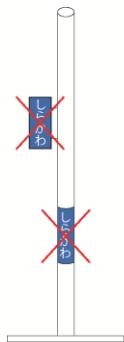
- 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 交通信号機、道路標識、道路情報管理施設、防護柵、駒止、視線誘導標、カーブミラー
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら、
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 銅像、神仏像、記念碑
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- 電力柱、電信電話柱、街路灯、アーケード柱（貼り紙 貼り札、立看板の掲出禁止）
- 石垣、擁壁（電光表示装置を有しない5m<sup>2</sup>以内の自己用広告物は除く）
- 送電塔、送受信塔、照明塔、風力発電施設、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク（電光表示装置を有しない15m<sup>2</sup>以内の自己用広告物は除く）



(道路標識)



(電話ボックス)



(電柱)

### 2-2 禁止広告物

地域の区分に関係なく、原則として設置、表示が禁止されている広告物です（市内全域）。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 交通信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- 地色に蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用しているもの

## 2-3 禁止地域・許可地域

市の都市計画区域内は、「禁止地域」又は「許可地域」のいずれかに区分されています。地域の特性に応じて、7地域に区分されています。

### ●禁止地域

- 原則として、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が禁止されている地域及び場所です。ただし、自己用広告物については、面積・規模等が一定の基準内であれば、表示・設置することができます。

### ●許可地域

- 原則として、屋外広告物の表示又は広告物を設置には、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある地域です。
- 屋外広告物の面積・規模は、一定の基準に適合しなければなりません。

## 2-4 適用除外

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告物も含まれることから、目的や用途などに応じて、必要な最小限度の大きさや色彩に関する基準を定め、「許可を受けずに表示できるもの」及び「原則として禁止であるが許可を受けて表示できるもの」を設けています。

### ●自己用広告物の適用除外

景観計画重点区域 第1種特別規制地域	○総面積が5m <sup>2</sup> 以下で、高さや色彩等の基準に適合していること（p 6参照）
第2種特別規制地域 城下町地区 新白河駅周辺地区 第1種普通規制地域 第2種普通規制地域	○総面積が15m <sup>2</sup> 以下で、高さや色彩等の基準に適合していること（p 6参照）

### ●そのほかの主な適用除外

- 法令により表示する広告物（道路標識等）
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立て札等
- 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物（面積等の基準有）
- 国、地方公共団体又は公共的団体が公共目的を持って表示する広告物（一部届出制）
- 自己用広告
- 管理用広告
- 公共目的用広告（道標、案内図板等）
- 人・動物・船舶等広告
- 工事現場の板塀・仮囲い等
- 一時広告（冠婚葬祭、祭礼等広告、催物広告）
- 自動車・電車広告（自己用）
- 他の都道府県等の自動車・電車広告
- 非営利広告（政治活動、労働活動等広告物で表示期間15日を超えないもの）

### ●自動車・電車広告の適用除外基準

- 県内の登録車両
- 表示が5m<sup>2</sup>以下又は自己用の広告物で蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないもの

## [適用除外制度基準一覧]

### I 許可を受けて表示できるもの

広告物の種類	区分	景観計画重点区域	第1種特別規制地域等	第2種特別規制地域等	普通規制地域等	城下町地区	新白河駅周辺地区
法令による広告					表 示 可 能		
選挙運動用広告					表 示 可 能		
公益施設寄贈者名広告	表示事項 表示面積		寄贈者の氏名等、寄贈年月日、目的等 当該施設等の外郭線内の面積の1/20以内かつ0.5m <sup>2</sup> 以下				
公共広告			表 示 可 能 (5m <sup>2</sup> (庁舎に表示する場合は50m <sup>2</sup> 以上) の場合は届出必要)				
一時広告(冠婚葬祭、催物)				表 示 可 能			
人・動物・船舶等広告				表 示 可 能			
他県等の自動車等広告							
工事現場の板塀・仮囲い	表示事項		表示事項が営利を目的とするものでないこと 周囲の景観に調和するものであること。				
自己用広告	表示面積	総量が5m <sup>2</sup> 以下		総量が1.5m <sup>2</sup> 以下 (電光表示装置は、その内7.5m <sup>2</sup> 以下)		総量が1.5m <sup>2</sup> 以下	
	高さ	p 12参照	敷地内の高さの6/5以内	敷地内の建物高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)	p 14参照	p 16参照	
	色彩			p 22参照			
	その他	p 12参照	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置広告物等は道路上に突出しないこと	p 14参照	p 16参照	
管理用広告	表示事項		管理者の氏名等、連絡先又は管理のための注意事項				
	表示面積		5m <sup>2</sup> 以下				
	色彩		p 22参照				
	その他	p 12参照	電光表示装置を有しないこと		p 14参照	p 16参照	
公共目的用広告	表示面積		1面が1m <sup>2</sup> 以下				
	色彩		p 22参照				
	表示面積		1面が2m <sup>2</sup> 以下				
	色彩		p 22参照				
自動車・電車広告 (県内の登録車両)	自己用		蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない				
	自己用以外		表示面積の合計が5m <sup>2</sup> 以下				
非営利広告(表示期間が15日以内)	表示事項		蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない				
	表示面積	×		期間、氏名、住所 貼り紙・貼り札1m <sup>2</sup> 以下、立看板2m <sup>2</sup> 以下			

### II 原則禁止であるが許可を受けて表示できるもの

広告物の種類	区分	景観計画重点区域	第1種特別規制地域等	第2種特別規制地域等
自己用広告物	表示面積	総量が5m <sup>2</sup> を超える1.5m <sup>2</sup> 以下		総量が1.5m <sup>2</sup> を超える3.0m <sup>2</sup> 以下(電光表示装置については、その内15m <sup>2</sup> 以下)
	高さ	p 12参照	敷地内の建物の高さの6/5以内	敷地内の建物高さの3/2以内(電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
	色彩	p 22参照	彩度8以内	彩度1.2以内
	その他	p 12参照	電光表示装置を有しないこと	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの
公共目的用広告 (案内図板等)	表示面積		1面が2m <sup>2</sup> 以下	
	色彩	p 22参照	彩度8以内	彩度1.2以内
	表示面積		1面が5m <sup>2</sup> 以下	
	色彩	p 22参照	彩度8以内	彩度1.2以内
自動車・電車広告 (県内の登録車両)	自己用以外		蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない	
共同広告 (指定する地域内)	人數	3人以上	5人以上	5人以上
	表示面積	1面5m <sup>2</sup> 以下1人1m <sup>2</sup> 以下	1面1.2m <sup>2</sup> 以下1人2m <sup>2</sup> 以下	1面3.0m <sup>2</sup> 以下1人5m <sup>2</sup> 以下
	地上高	3m以下。ただし、南湖国道289号沿道地区は6m以下、南湖上流地区は8m以下	6m以下	13m以下
	色彩	p 22参照	彩度8以内	彩度1.2以内
	その他	p 12参照	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置を有しないこと
電柱利用広告物 (巻たて看板、そで看板)	地域			指定道路及び道路の沿線
	表示基準	×		普通規制地域等の許可基準
案内広告(指定道路沿線) (営業所等が指定道路に面していない場合)	個数面積			入口から50m以内 各2個以内 150m～250m以内 各4m <sup>2</sup> 以下
	相互距離	×		広告物相互間距離2m以上
	色彩			彩度1.2以内光沢黒不可
	その他			電光表示装置を有しないこと

## 2-5 許可基準の概要

### 1) 地域区分

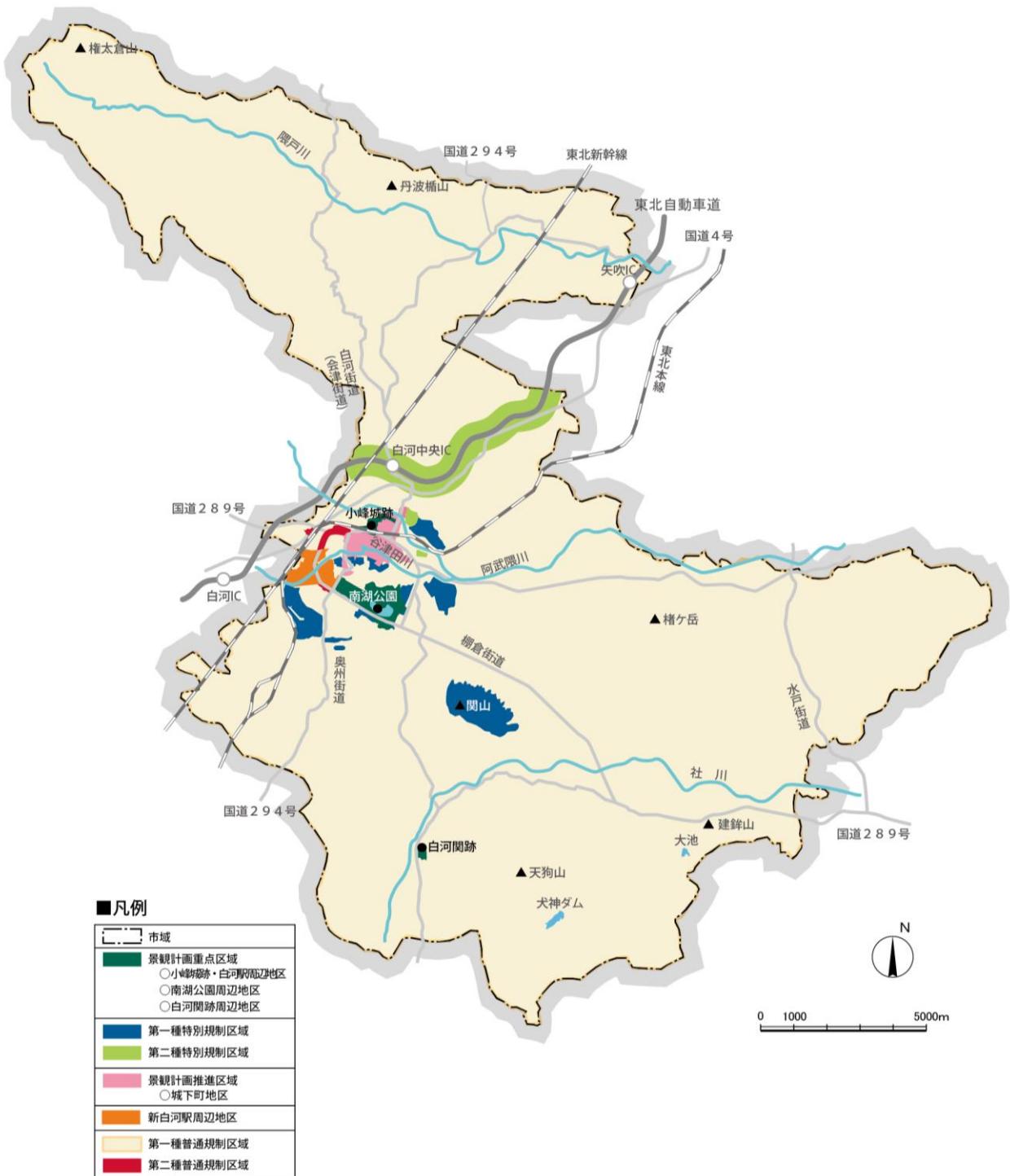
- ・景観計画区域（市全域）を「特別規制地域等」と「普通規制地域等」に区分しています。
- ・地域区分と対象地域は、次表のとおりです。

区分		対象地域
特別規制地域等  原則として、屋外広告物の表示、又は広告物を掲出する物件の設置が禁止されている地域及び場所	景観計画重点区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白河市景観計画に定める景観計画重点区域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小峰城跡・白河駅周辺地区</li> <li>・南湖公園周辺地区</li> <li>・白河関跡周辺地区</li> </ul> </li> </ul>
	第1種特別規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地</li> <li>・風致保安林「感忠銘、九番町西裏周辺（稻荷山）」</li> </ul> </li> <li>●公園等の区域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）</li> <li>・自然及び緑地環境保全地域（関山、金山自然環境保全地域）</li> </ul> </li> <li>●良好な風致・景観を維持する場所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域、風致地区</li> </ul> </li> </ul>
普通規制地域等  原則として市長の許可が必要となる地域	第2種特別規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300m以内</li> <li>・古墳、墓地、神社等の敷地</li> </ul> </li> <li>●公園等の区域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）</li> <li>・都市公園の区域</li> </ul> </li> <li>●良好な風致・景観を維持する場所           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種低層住居専用地域</li> <li>・高速自動車道路及びその両側500mの区域※1</li> <li>・指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※1</li> <li>・官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地</li> <li>・交差点及びその付近の地域（交差点禁止区域及び鉤型禁止区域）</li> </ul> </li> </ul> <p>※ p 10 参照</p>
	城下町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白河市景観計画に定める景観計画推進区域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町地区</li> </ul> </li> </ul>
	新白河駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白河市景観計画に定める区域           <ul style="list-style-type: none"> <li>・新白河駅周辺地区</li> </ul> </li> </ul>
	第1種普通規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白河市景観計画に定める景観計画区域（市全域） (特別規制地域等、城下町地区、新白河駅周辺地区及び第2種普通規制地域等を除く地域)</li> </ul>
	第2種普通規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画法の商業地域・近隣商業地域 (城下町地区及び新白河駅周辺地区を除く地域)</li> </ul>

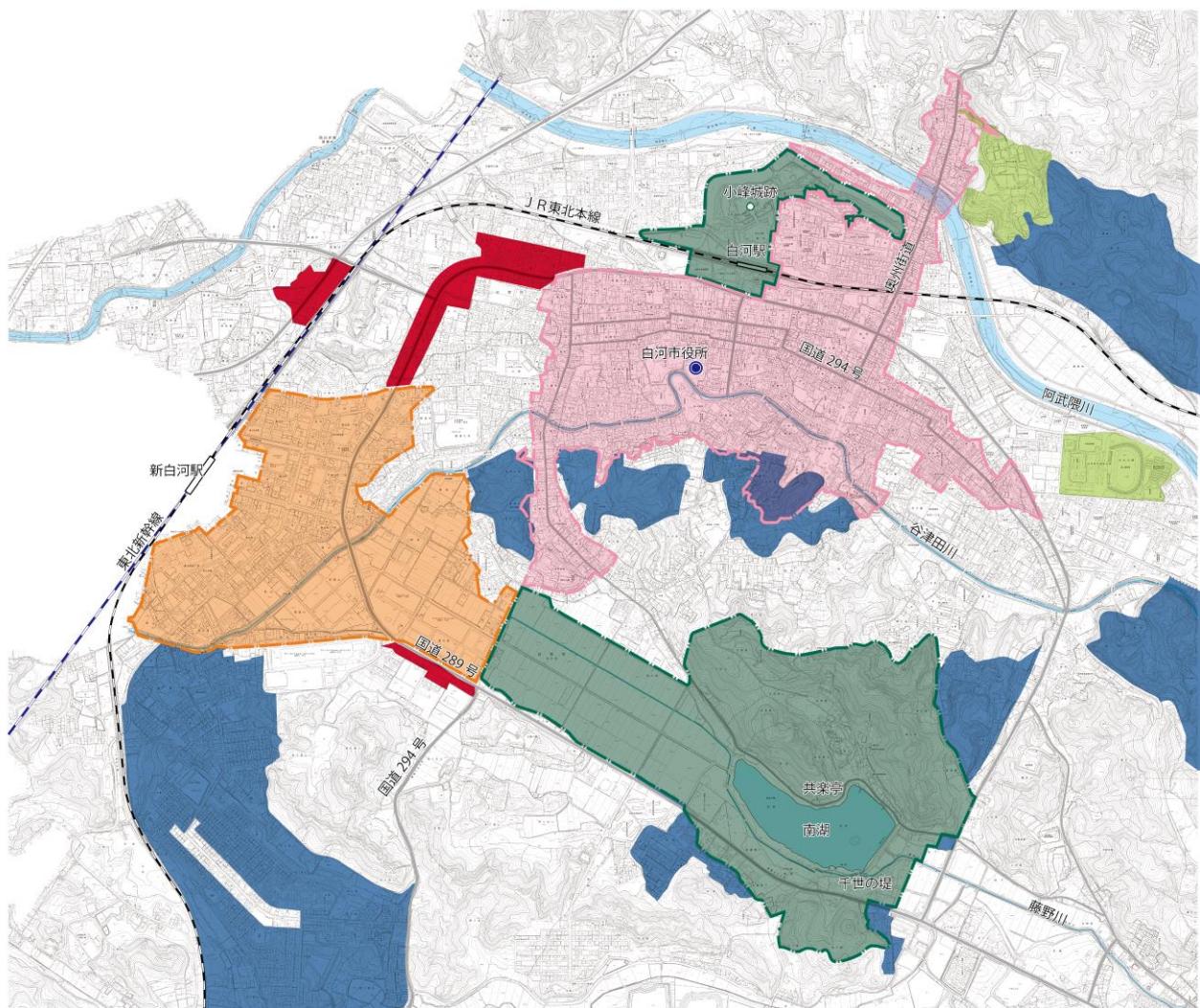
※ 1 : 道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50m以下で30戸以上の家屋が連たんする地域）は除く。

## ■ 地区分図

### ◇白河市全域



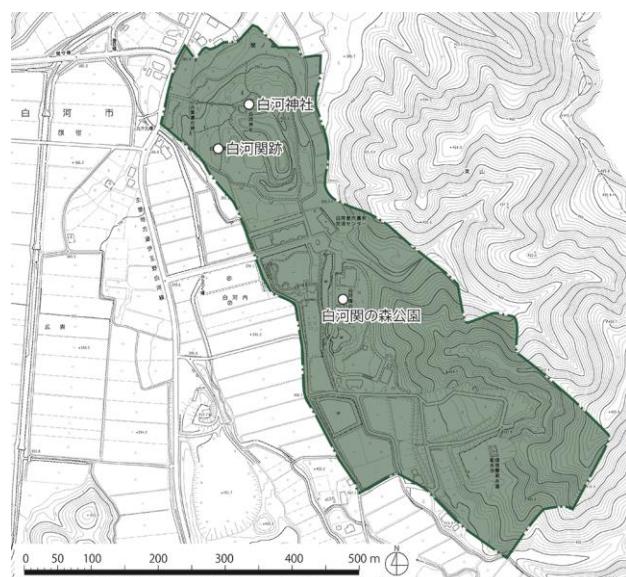
## ◇中心市街地拡大図



### ■凡例

	市域
	景観計画重点区域
○	小峰城跡・白河駅周辺地区
○	南湖公園周辺地区
○	白河関跡周辺地区
	第一種特別規制区域
	第二種特別規制区域
	景観計画推進区域
○	城下町地区
	新白河駅周辺地区
	第一種普通規制区域
	第二種普通規制区域

0 50 100 200 300 400 500 m N



白河関跡周辺地区

## ◇交差点禁止区域・鉤型禁止区域

### ●第2種特別規制地域等の指定

- ・交差点及びその周辺の地域（交差点禁止区域及び鉤型禁止区域）は、第2種特別規制地域等に指定されています。
- ・交差点禁止区域は「停止線内及び停止線から10メートルまでの道路両側10メートル以内」、鉤型禁止区域は「道路両側10メートル以内」が対象です。

### ●屋外広告物の規制

- ・自己用広告物や管理用広告物は表示できますが、一般広告物の表示はできません。
- ・自己用広告物であっても、総量は $15\text{ m}^2$ 以下（ $15\text{ m}^2$ を超えると市長の許可が必要）です。

図 交差点禁止区域の対象範囲

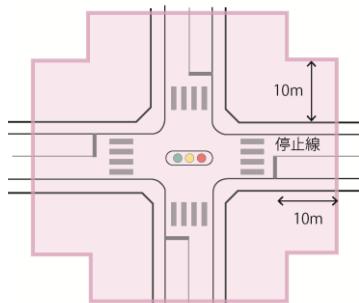


図 鉤型禁止区域の対象範囲

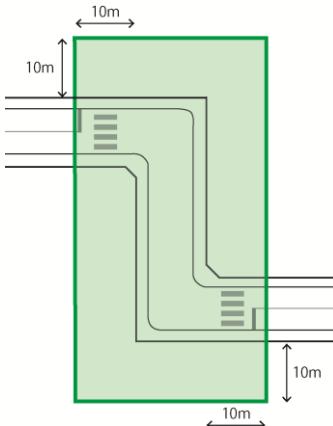
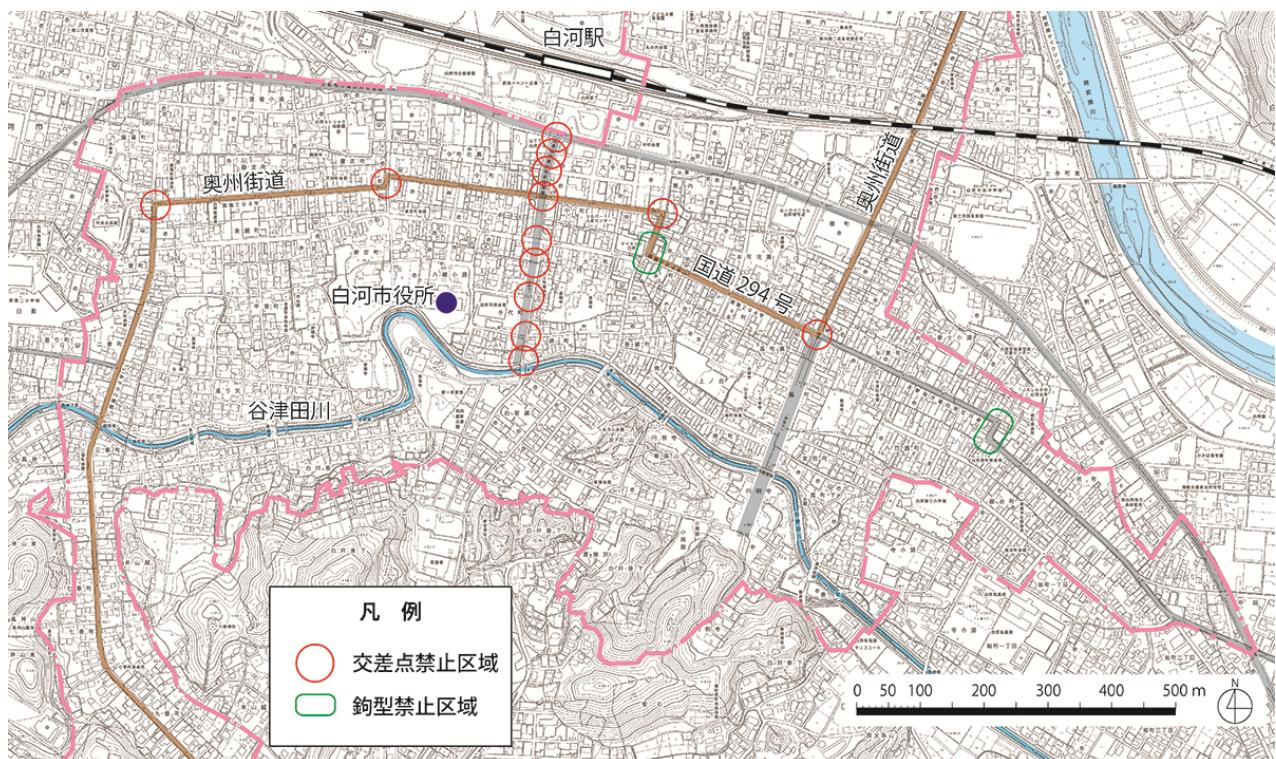


図 交差点禁止区域・鉤型禁止区域の位置



## 2) 景観計画重点区域（南湖周辺地区）の許可基準

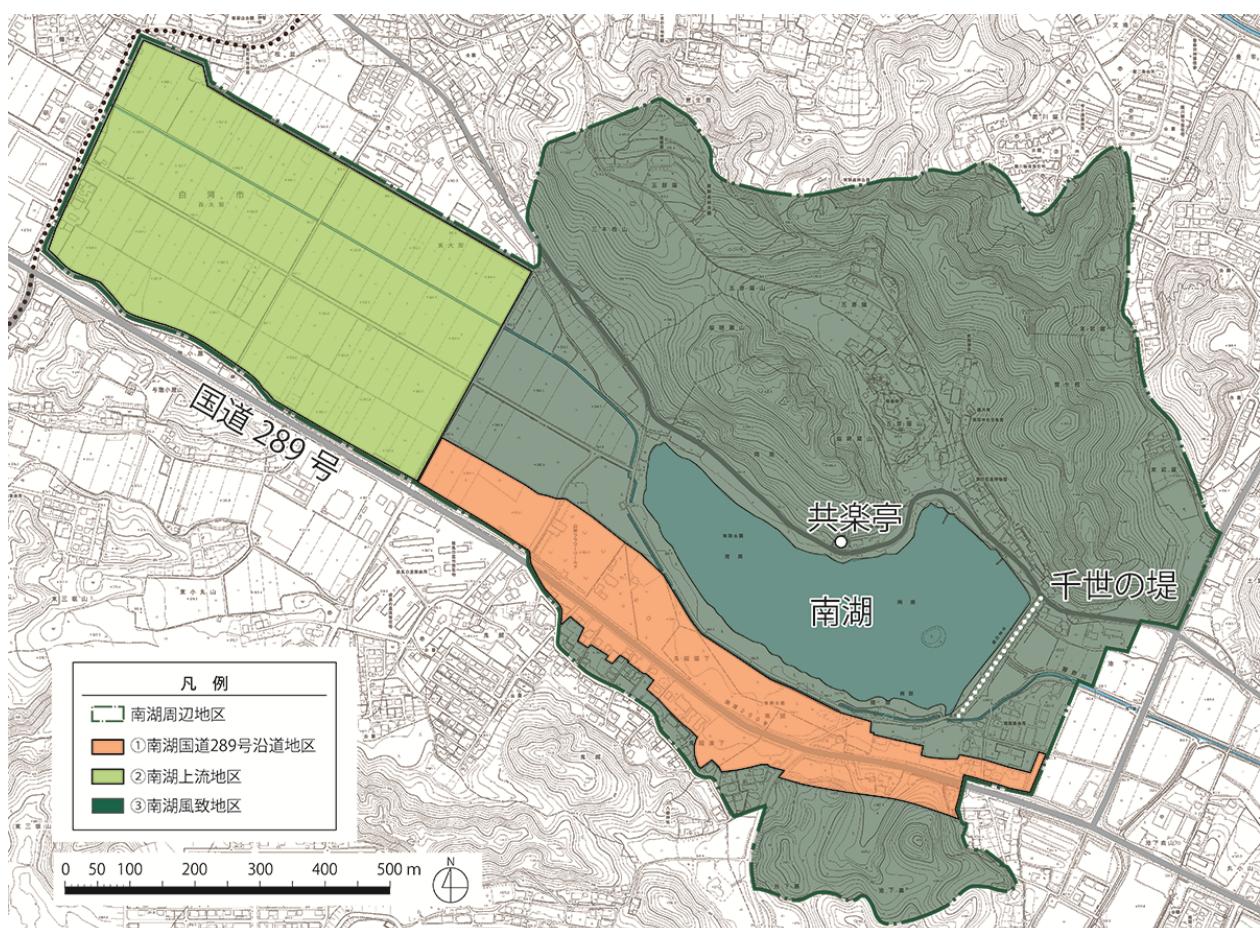
白河市景観計画に定められた景観計画重点区域（南湖周辺地区）（3つの地域に区分）

### ■共通基準

- 南湖公園内の自然（湖面・樹木・山並み）への眺望を妨げない位置、規模、形態・意匠とすること。
- 南湖の趣や緑豊かな景観との調和を図ること。
- 南湖湖畔からシンボルとなる山々（那須連峰、関山）への眺望を妨げない位置、規模、形態・意匠とすること。
- 周辺の道路沿道に屋外広告物を設置する場合は、必要最小限とすること。
- 公共サインは、奥行きのある公園の緑を活かすため、必要最小限とし、統一性のある形態意匠とすること。

### ■面積の総量の基準

- 許可を受けずに表示できるもの：総量が5m<sup>2</sup>以下
- 原則禁止であるが、許可を受けて表示できるもの：総量が5m<sup>2</sup>を超え15m<sup>2</sup>以下

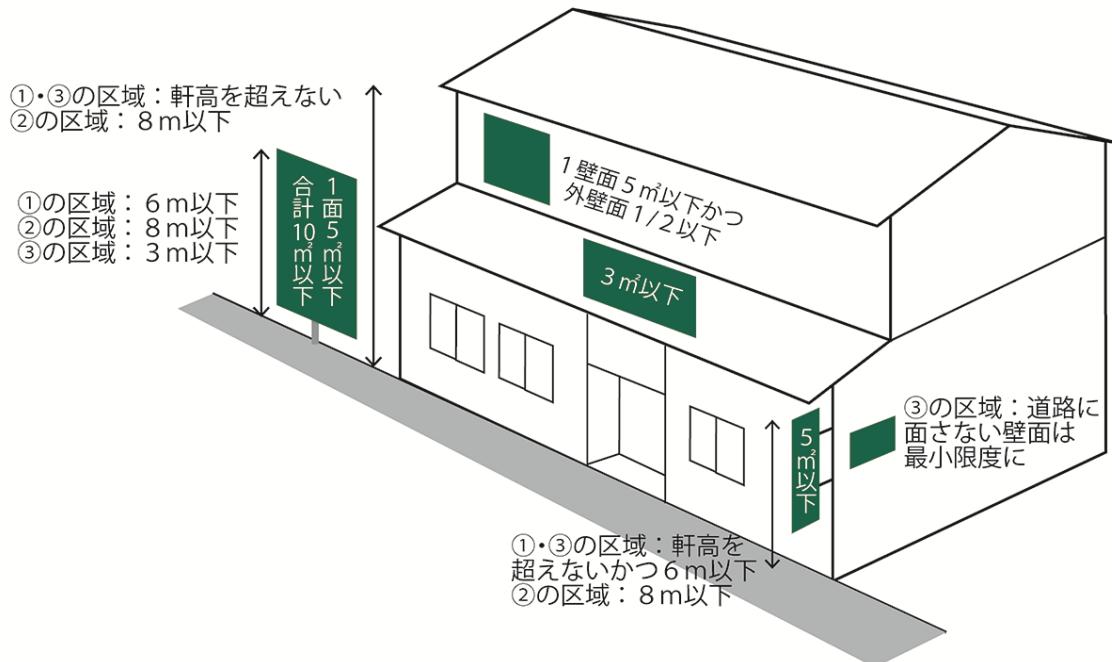


地区区分	位置づけ
①南湖国道289号沿道地区	○南湖公園に隣接する道路の沿道として、南湖の自然や風情に配慮した沿道景観の形成が求められる地区
②南湖上流地区	○千世の堤から那須連峰への眺望景観の前景となり、南湖と一体となって広がりある風景を構成する地区として、農的景観の保全と眺望景観への配慮が求められる地区
③南湖風致地区 (①、②を除く範囲)	○来訪者を惹きつける観光の拠点とするため、南湖の風致を維持し、史跡名勝としての歴史を感じさせる景観の形成が求められる地区

## ■位置・規模の基準

### 【屋上利用広告板（塔）】

- 設置できない。ただし、2階建て以上の建築物の場合、1階下屋または庇上に設置されるもの（1の建物に1面のみ）は除く
  - ・地上高が2階の軒高を超える、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以内
  - ・幅は建物壁面の横幅を超えないこと
- ※屋上広告塔は設置できない



### 【壁面利用広告板（塔）】

- 軒高を超えないこと（①・③の区域）
- 地上高8m以下（②の区域）
- ※那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合はこの限りでない。
- 原則道路に面した壁面に設置することとし、その他の壁面に設置する場合は、必要最小限とする（③の区域）
- 幅は建物壁面の横幅を超えないこと

### 【壁面突出広告板】

- 軒高を超えない、かつ地上高6m以下（①・③の区域）
- 軒高を超えない、かつ地上高8m以下（②の区域）
- ※那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合はこの限りでない。

### 【建植広告板（塔）】

- 地上高6m以下（①の区域）
- 地上高8m以下（②の区域）
- 地上高3m以下（③の区域）
- ※②の区域で那須連峰への眺望景観に影響を与えない場合は13m以下
- ※建植広告塔は1面5m以下、合計15m以下

## ■色彩の基準

- R・YR・Y系（暖色系）：彩度6以下
- 上記以外の有彩色（寒色系）：彩度4以下

## ■照明等の基準

- 電光表示装置を有しないこと
- 動光・点滅する照明（電光表示、LEDなど）は禁止

※「●」は、各地区同様の基準、「○」は地区ごとに異なる基準を明記している

※小峰城跡・白河駅周辺地区及び白河関跡周辺地区は、上記③と同様の基準。共通基準はp 20を参照

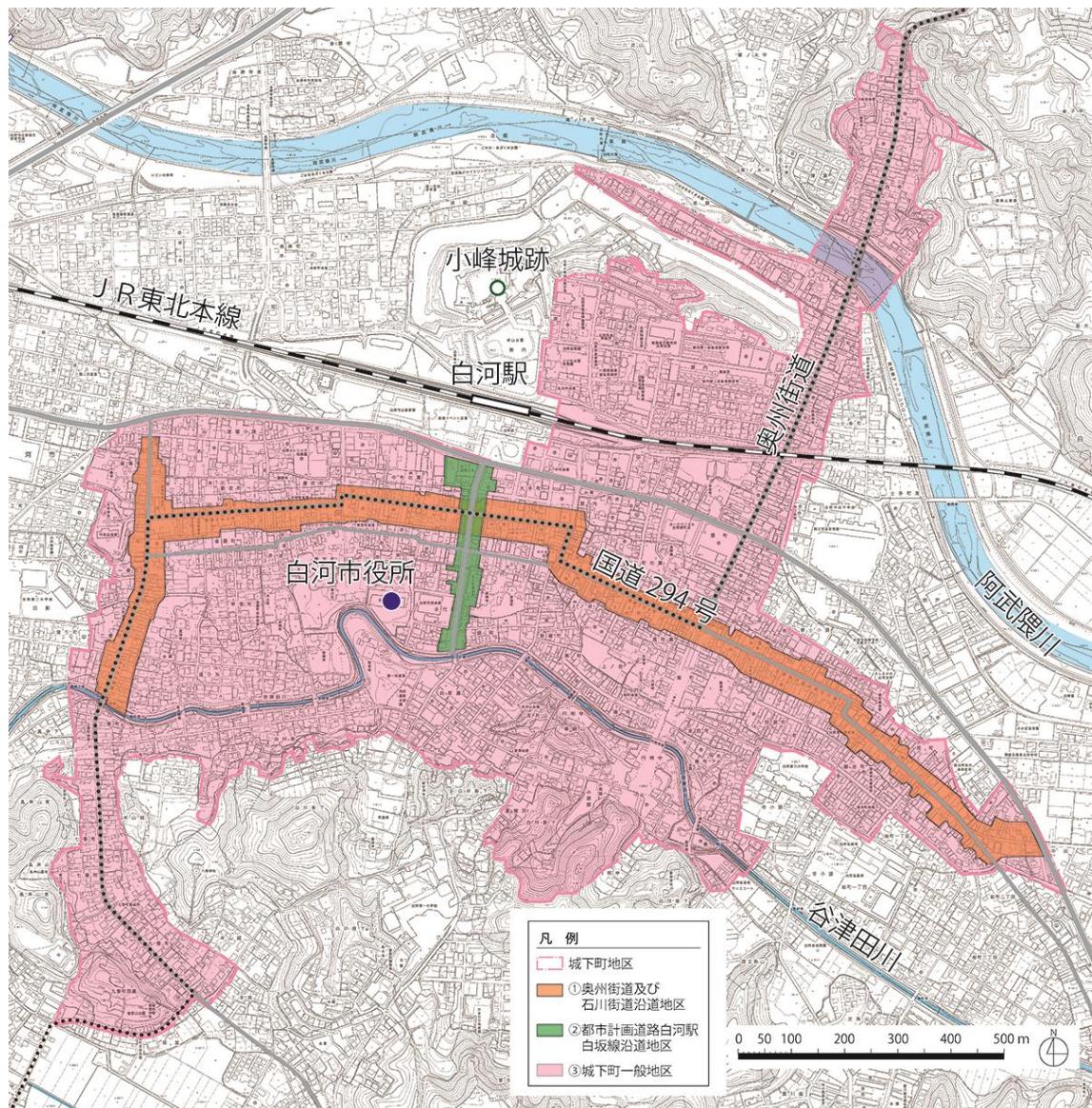
※その他の設置基準は、p 19、p 20を参照

### 3) 城下町地区の許可基準

白河市景観計画に定められた景観計画推進区域（城下町地区）（3つの地域に区分）

#### ■共通基準

- これまで維持されてきた歴史・文化を継承したまち並みや趣を守るため、城下町固有のまち並みとの調和に配慮した位置、規模、形態・意匠とすること。
- 歩いて楽しめるまち並みを形成するため、低層部には賑わいを演出し、店舗の顔となる広告物を設置すること。
- 眺望景観やスカイラインを守るため、高い位置への設置する広告物は、城下町らしいまち並みに配慮した規模、形態・意匠とすること。

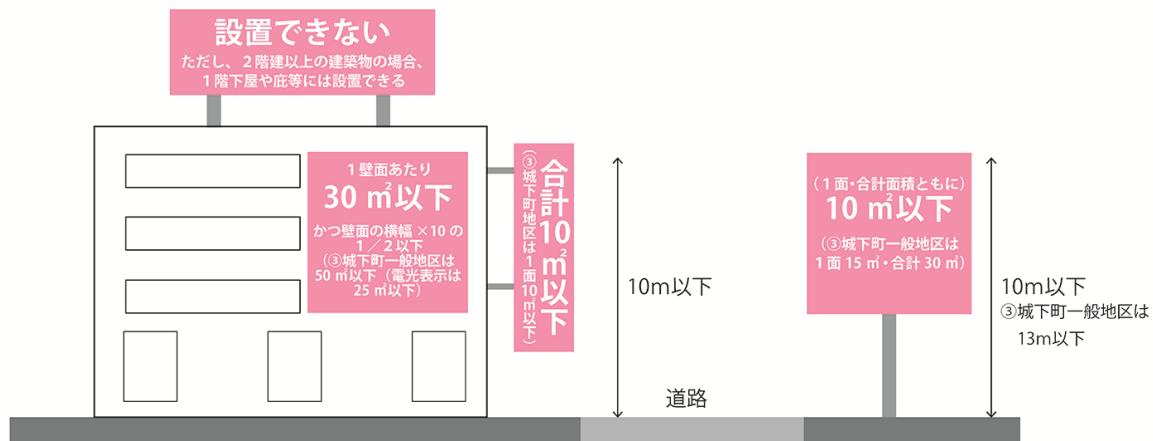


地区区分	位置づけ
①奥州街道及び石川街道沿道地区	○奥州街道沿いのかつての町人町。城下町の歴史的な趣を活かしながら、商店街として低層部の賑わいの創出が求められる地区
②都市計画道路白河駅白坂線沿道地区	○小峰城跡三重櫓への良好な眺望の確保が求められる地区
③城下町一般地区（①、②を除く地区）	○白河藩10万石の城下町として形成され、白河地方の中心的な役割を果たしてきた中心市街地。中心市街地としての賑わいを形成しつつ、城下町の歴史的な趣への配慮が求められる地区

## ■位置・規模の基準

### 屋上利用広告板（塔）

- 設置できない。ただし、2階建て以上の建築物の場合、1階下屋または庇上に設置されるもの（1の建物に1面のみ）は除く
    - ・地上高が2階の軒高を超える、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以内
    - ・表示面積は5m<sup>2</sup>以下（③の区域は10m<sup>2</sup>以下）
    - ・幅は建物壁面の幅を超えないこと
- ※屋上広告塔は設置できない



### 壁面利用広告板

- 地上高 10m以下
  - ただし、主要な視点場から眺望に配慮した意匠としたものはこの限りではない。
  - (p 24 の眺望景観への配慮を参照)
- 建物壁面の横幅 × 10m の 1/2 以下
- 幅は建物壁面の横幅を超えないこと

### 壁面突出広告板

- 地上高 10m以下、かつ壁面の高さを超えないこと。
- 電光表示の面積は5m<sup>2</sup>以下（③の区域）

### 建植広告板（塔）

- 地上高 10m以下かつ道路への突き出し不可（①・②の区域）
- 地上高 13m以下（電光表示は自己用で1面7.5m<sup>2</sup>以下、合計15m<sup>2</sup>以下（③の区域））
- ※建植広告塔は道路への突き出し不可で、1面10m<sup>2</sup>以下、合計30m<sup>2</sup>以下（電光表示は自己用で1面5m<sup>2</sup>以下、合計15m<sup>2</sup>以下（③の区域））

## ■色彩の基準

- R・YR・Y系（暖色系）：彩度10以下
- 上記以外の有彩色（寒色系）：彩度6以下

## ■照明等の基準

- 電光表示装置を有しないこと（①・②の区域）
- 動光・点滅する照明（電光表示、LEDなど）は禁止（①・②の区域）

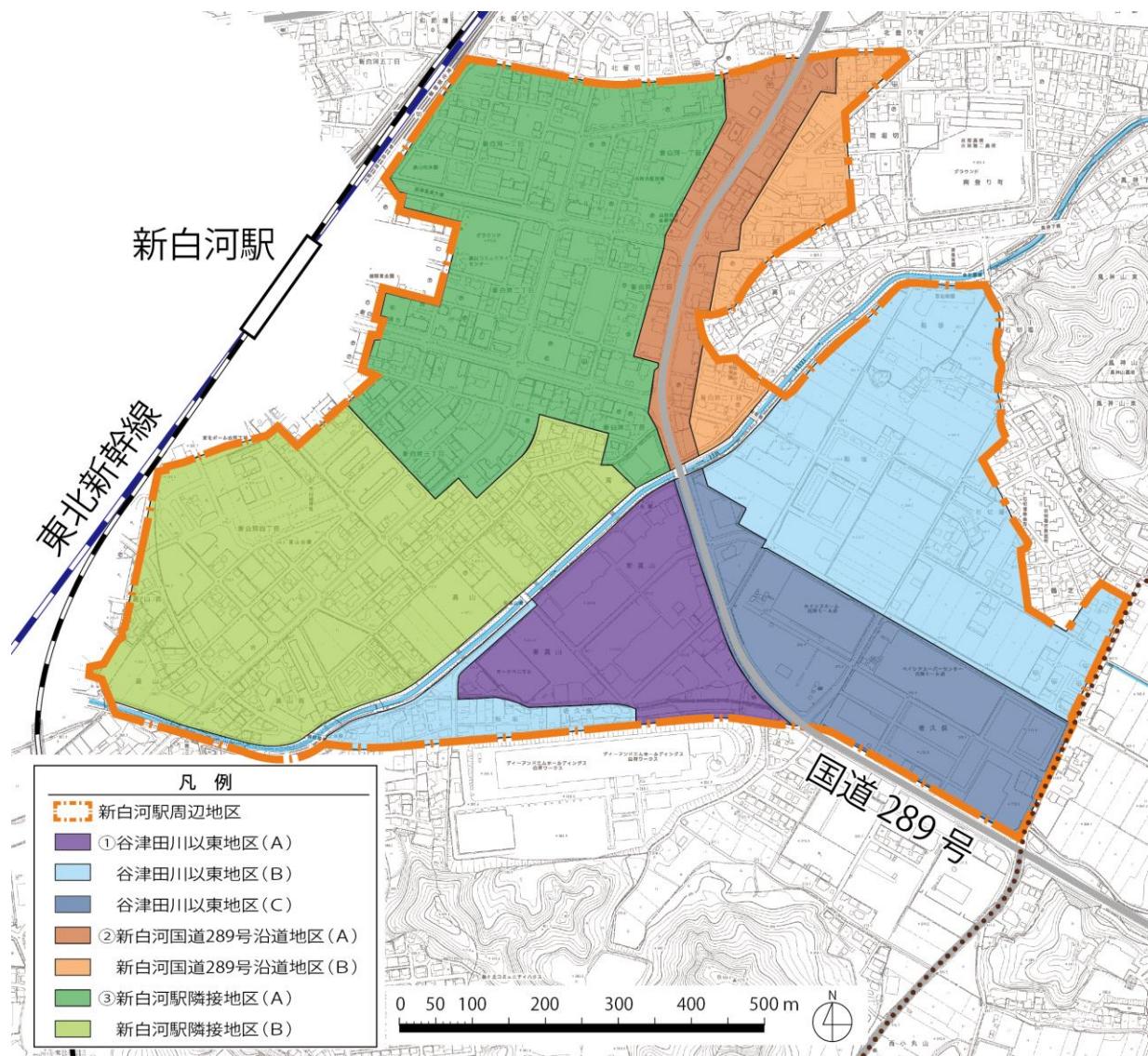
※「●」は、各地区同様の基準、「○」は地区ごとに異なる基準を明記している  
※その他の設置基準は、p 19、p 20 を参照

## 4) 新白河駅周辺地区の許可基準

白河市景観計画に定められた新白河駅周辺地区（3つの地域に区分）

### ■共通基準

- 南湖の周辺地域に開放された広がりある風景を構成する地区として、千世の堤から那須連峰への眺望景観に影響が生じないよう配慮すること。



地区区分	位置づけ
①谷津田川以東地区	谷津田川以東(景観計画の高さ 15m、20mの区域)
②新白河国道289号沿道地区	国道289号沿道(景観計画の高さ 40mの区域)
③新白河駅隣接地区	新白河駅周辺地区(景観計画の高さ 20m、40m、45mの区域)

## ■屋上利用広告板（塔）・壁面利用広告板・壁面突出広告板・建植広告板（塔）の高さ

○地上高 8m以下かつ広告物の高さが地上から設置面までの高さの 1/2 以内

（①谷津田川以東地区）

○地上高 12m以下かつ広告物の高さが地上から設置面までの高さの 1/2 以内

（②新白河国道 2 8 9 号沿道地区）

○地上高 13m以下かつ広告物の高さが地上から設置面までの高さの 1/2 以内

（③新白河駅隣接地区）

●ただし、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望に影響のない場合はこの限りではない。この場合の高さの基準は、第 1 種、第 2 種普通規制地域等の基準による。（下表のとおり）



※上図の面積は、第 2 種普通規制地域の許可基準

## ■屋上利用広告板（塔）・壁面利用広告板・壁面突出広告板・建植広告板（塔）位置・規模

（南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望に影響のない場合の高さ基準）

■色彩の基準 ■その他の基準

区分 1	区分 2	対象となる地域区分
① 谷津田川以東地区	谷津田川以東地区 A	第 2 種普通規制地域と同様
	谷津田川以東地区 B	第 1 種普通規制地域と同様
	谷津田川以東地区 C	第 2 種普通規制地域と同様（※）
② 新白河国道 2 8 9 号 沿道地区	新白河国道 2 8 9 号沿道地区 A	第 2 種普通規制地域と同様
	新白河国道 2 8 9 号沿道地区 B	第 1 種普通規制地域と同様
③ 新白河駅隣接地区	新白河駅隣接地区 A	第 2 種普通規制地域と同様
	新白河駅隣接地区 B	第 1 種普通規制地域と同様

※谷津田川以東地区 Cにおいては、南湖公園千世の堤から那須連峰への眺望に影響のない場合は、高さの基準は第 1 種普通規制地域と同様、それ以外の基準は第 2 種普通規制地域と同様となる。

※「●」は、各地区同様の基準、「○」は地区ごとに異なる基準を明記している

※その他の設置基準は、p 19、p 20 を参照

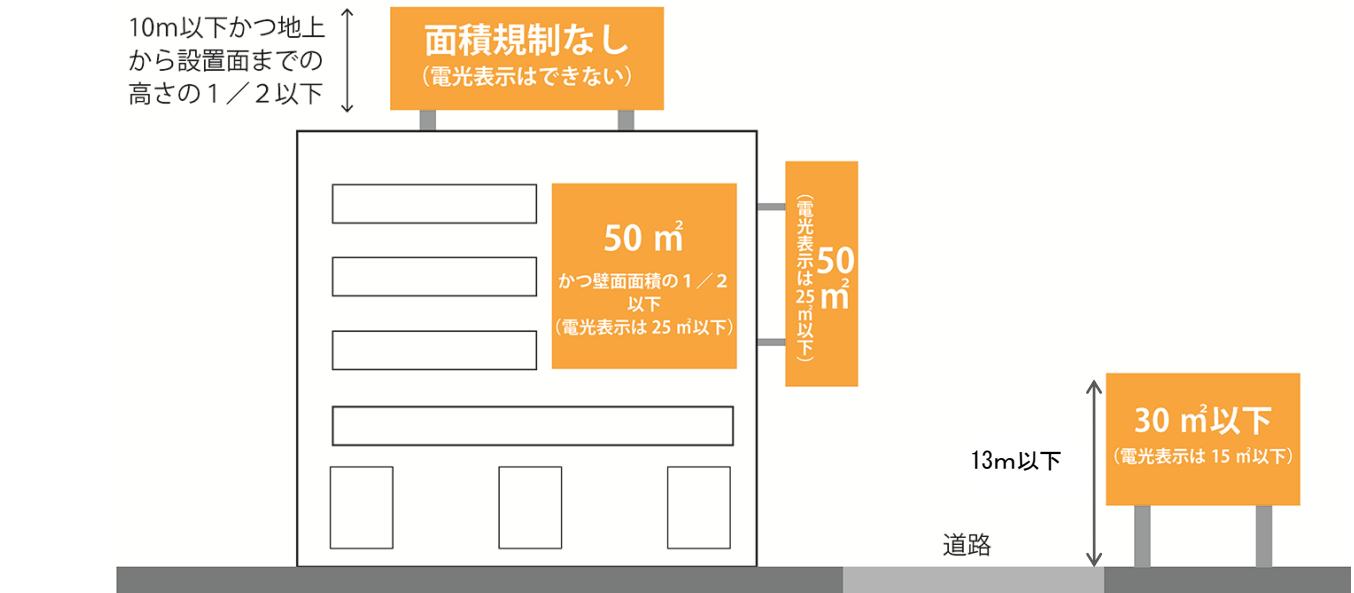
## 5) 第1種普通規制地域の許可基準

- 都市計画法の都市計画区域  
(第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く)
- 指定道路・鉄道全線及びその両側1,000メートルの区域

### ■位置・規模の基準

#### 屋上利用広告板（塔）

- 広告物の高さ10m以下かつ地上から設置面までの高さの1/2以内
- 幅は建物壁面の横幅を超えないこと
- 電光表示装置を有しないこと



#### 壁面利用広告板（塔）

- 幅は建物壁面の横幅を超えないこと

#### 壁面突出広告板

- 面積50 m<sup>2</sup>以下 (電光表示は25 m<sup>2</sup>以下)

#### 建植広告板（塔）

- 地上高13m以下 (電光表示は自己用で、1面15 m<sup>2</sup>以下)  
※建植広告塔は、1面30 m<sup>2</sup>以下、合計120 m<sup>2</sup>以下 (電光表示は自己用で、1面15 m<sup>2</sup>以下、合計60 m<sup>2</sup>以下)

### ■色彩の基準

- 彩度12以下

※「●」は、各地区同様の基準、「○」は地区ごとに異なる基準を明記している

※その他の設置基準は、p19、p20を参照

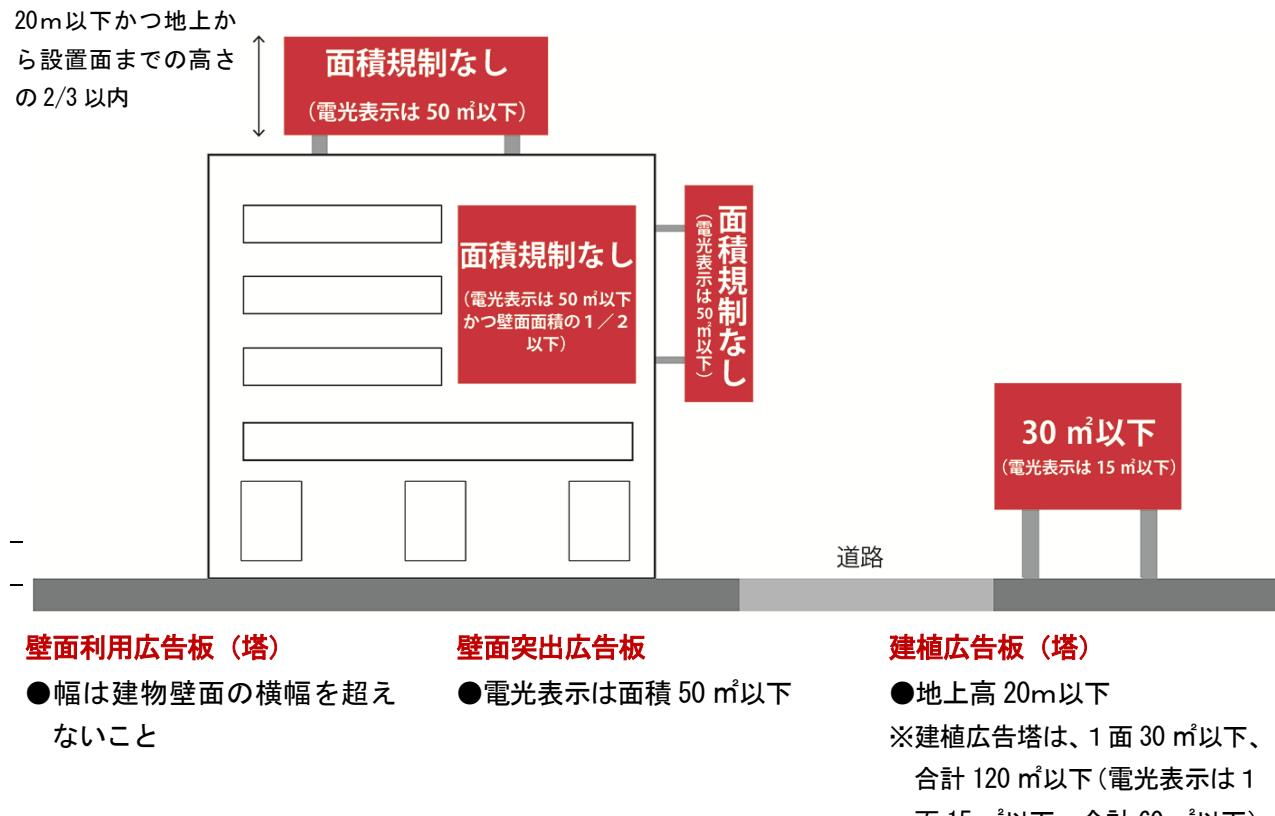
## 6) 第2種普通規制地域の許可基準

### ●都市計画法の都市計画区域（商業地域・近隣商業地域）

#### ■位置・規模の基準

##### 屋上利用広告板（塔）

- 広告物の高さ 20m 以下かつ地上から設置面までの高さの 2/3 以内
- 幅は建物壁面の横幅を超えないこと



#### ■色彩の基準

- 彩度 12 以下

※「●」は、各地区同様の基準、「○」は地区ごとに異なる基準を明記している  
※その他の設置基準は、p19、p20 を参照

## 許可基準（共通）

種類	対象地域	許可基準（共通）
建植広告板・塔	全地域（共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路用地の境界線から、建植広告板・塔の高さと同じ距離を離して設置すること（都市計画法第8条第1項に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</li> <li>道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板・塔相互間の距離が3m以上であること。</li> <li>道路又は鉄道に足して水平方向に並べて設置する場合、建植広告板・塔相互間の距離が50m以上（※第1・2種普通規制地域において、東北新幹線又高速自動車国道の接続地域では200m以上）であること。（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。</li> </ul>
壁面突出広告板	景観計画重点区域 城下町地区①（奥州街道及び石川街道沿道地区）城下町地区②（都市計画道路白河駅白坂線沿道地区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面からの突き出し幅が2m以下で、かつ、道路上には0.5m以上（歩道上は1m以上）突き出さないこと。（都市計画道路白河駅白坂線沿道地区では道路上につきださないこと。）</li> <li>下端の高さが4.5m以上（歩道上は2.5m以上）であること。</li> </ul>
	上記以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面からの突き出し幅が2m以下で、かつ、道路上には0.5m以上（歩道上は1m以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあっては、道路上に突き出さないこと）。</li> <li>下端の高さが4.5m以上（歩道上は2.5m以上）であること。</li> <li>電光表示装置の地上高が壁面の高さを越えないこと（城下町一般地区、谷津田川以東地区、新白河国道289号沿道地区B、新白河駅隣接地区B、第1種普通規制地域）。</li> </ul>
アーケード利用広告板	城下町地区③城下町一般地区 新白河駅周辺地区 第1種普通規制地域等 第2種普通規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>下端の高さが4.5m以上（歩道上では、2.5m以上）であること。</li> <li>1面の表示面積が1m<sup>2</sup>以下であること。</li> <li>同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によるること。</li> <li>地域ごとに定められた色彩基準に適合すること。</li> </ul> <p>※地上高が、谷津田川以東地区A・B・Cでは8m以下、新白河国道289号沿道地区では12m以下、城下町一般地区及び新白河駅隣接地区では13m以下とする。)</p>
	上記以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置できない。</li> </ul>
車体外面広告板	全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。</li> </ul>
アーチ広告塔	城下町地区③城下町一般地区 新白河駅周辺地区 第1種普通規制地域等 第2種普通規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電光表示装置を有しないこと。</li> <li>脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上（歩道上では、2.5m以上）であること。</li> <li>地域ごとに定められた色彩基準に適合すること。</li> </ul> <p>※地上高が、谷津田川以東地区では8m以下、新白河国道289号沿道地区では12m以下、城下町一般地区及び新白河駅隣接地区では13m以下とする。)</p>
	上記以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置できない。</li> </ul>

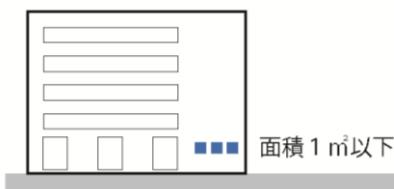
■ 景観計画重点区域（小峰城跡・白河駅周辺地区、南湖公園周辺地区、白河関跡周辺地区）の共通基準

区域名	共通基準
小峰城跡・白河駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白河市の顔となる歴史拠点としての役割を尊重し調和を図ること。</li> <li>●重要なシンボルである小峰城跡三重櫓への眺望を妨げない位置、規模及び形態・意匠とすること。</li> <li>●J R 白河駅舎の大正建築デザインを尊重し調和を図ること。</li> <li>●周辺の道路沿道に屋外広告物及び掲出物件を設置する場合は必要最小限とすること。</li> <li>●公共サインは、必要最小限とし、統一性のある形態・意匠とすること。</li> </ul>
南湖公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南湖公園の自然（湖面・樹木・山並み）への眺望を妨げない位置、規模及び形態・意匠とすること。</li> <li>●南湖の趣や緑豊かな景観との調和を図ること。</li> <li>●南湖湖畔からシンボルとなる山々（那須連峰、関山）への眺望を妨げない位置、規模及び形態・意匠とすること。</li> <li>●周辺の道路沿道に屋外広告物及び掲出物件を設置する場合は必要最小限とすること。</li> <li>●公共サインは、奥行きのある公園の緑を活かすため、必要最小限とし、統一性のある形態・意匠とすること。</li> </ul>
白河関跡周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史資源である白河関跡の趣や緑豊かな景観との調和を図ること。</li> <li>●周辺の道路沿道に屋外広告物及び掲出物件を設置する場合は必要最小限とすること。</li> <li>●公共サインは、奥行きのある公園の緑を活かすため、必要最小限とし、統一性のある形態・意匠とすること。</li> </ul>

## 7) 簡易広告物の許可基準

### 貼り紙

総面積：1m<sup>2</sup>以下



### 貼り札

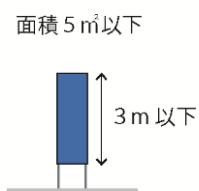
総面積：1m<sup>2</sup>以下、各面積：0.5m<sup>2</sup>以下



### 立看板

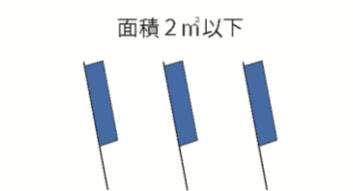
総面積：5m<sup>2</sup>以下（両面の場合は合計面積）

高さ：3m 以下



### 広告旗

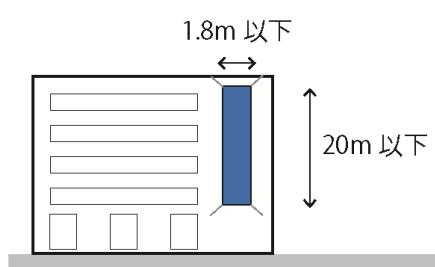
総面積：2m<sup>2</sup>以下（両面の場合は各々）



### 広告幕

長さ：20m 以下、幅：1.8m 以下

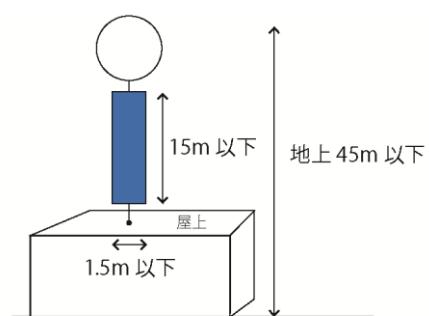
道路を横断する場合は、下端の高さが 4.5 メートル以上（歩道上では、2.5 メートル以上）であること。



### 気球利用広告

地上高：45m 以下

長さ：15m 以下、幅：1.5m 以下



### 電柱等利用広告物

#### 巻きたて看板

地上高：4.5m 以下、下端高：1.2m 以下

長さ：1.8m 以下

地域区分ごとの色彩基準に適合すること

#### そで看板

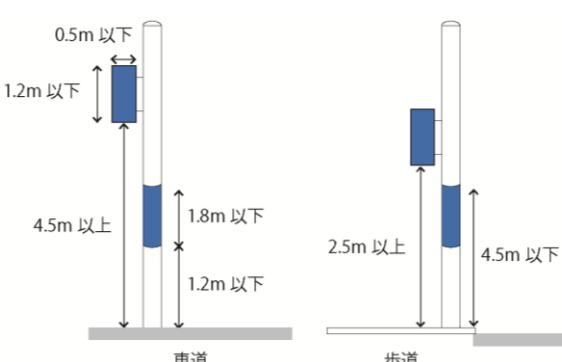
長さ：1.2m 以下、幅：0.5m 以下

下端高：2.5m 以上（歩道上）

下端高：4.5m 以上（車道上）

地域区分ごとの色彩基準に適合すること

原則として道路の中央側に向けて表示しないこと

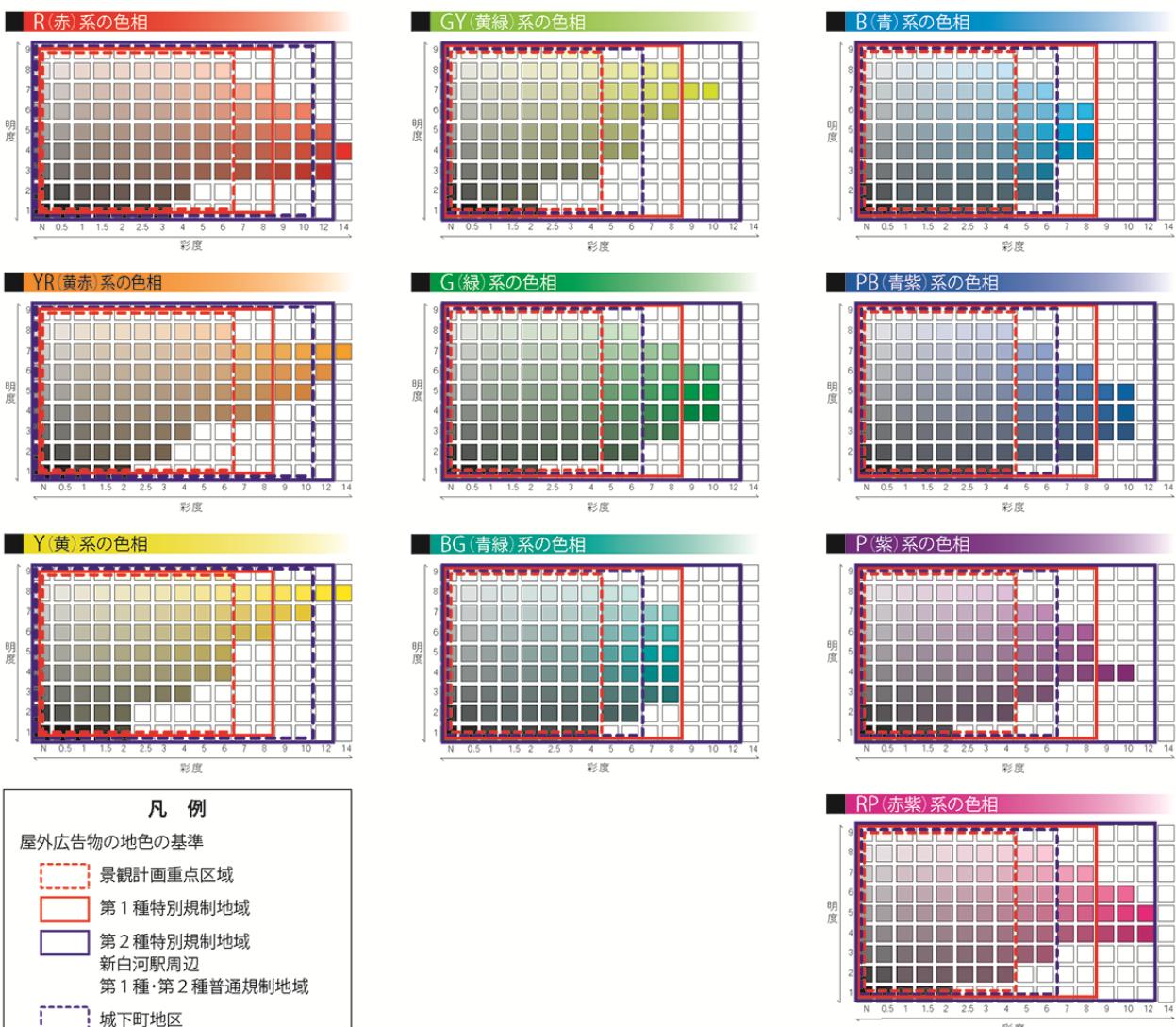


## 8) 色彩基準

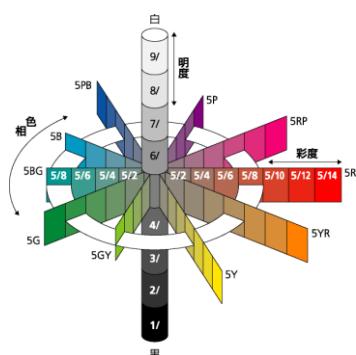
### ●マンセル表色系による規制

- 色彩基準は、マンセル表色系を用いて、屋外広告物の表示面積の1/2を超える、使用する色彩（彩度）を規制しています。
- 景観計画重点区域及び城下町地区では、屋外広告物の表示面積の1/3を超える、使用する色彩等を規制しています。

区分	色相	彩度	明度
景観計画重点区域	R・YR・Y系	6以下	原則として、高明度（明度7以上）は避けること
	上記以外の有彩色	4以下	
第1種特別規制地域	全て	8以下	なし
第2種特別規制地域	全て	12以下	なし
城下町地区	R・YR・Y系	10以下	原則として、高明度（明度7以上）は避けること
	上記以外の有彩色	6以下	
新白河駅周辺地区 第1種・第2種普通規制地域	全て	12以下	なし



## JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示



・マンセル表色系は、日本工業規格（J I S）にも採用されている国際的な尺度であり、ひとつの色彩を【色相（いろあい）】【明度（あかるさ）】【彩度（あざやかさ）】という3つの尺度の組み合わせによって表します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも、正確かつ客観的に色彩を表現することができます。

### ■色を表す3つの属性

#### ●色相

・いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

#### ●明度

・あかるさを0から10までの数値で表します。  
・暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

#### ●彩度

・あざやかさ0から14程度までの数値で表します。  
・色味の少ない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな彩度値は色相によって異なり、赤や橙は14程度、青や緑は8程度です。

## 色彩基準の運用

### 景観計画重点区域及び城下町地区

- 1面の表示面積の1/3を超えない範囲に限り、色彩基準を超える色彩であっても、使用することができます。
- 統一感のある意匠によるのれん・日よけ幕は、1色に限り色彩基準を超える色彩を使用することができます。
- カラー写真及び絵画等の部分は、色彩基準に適合していない部分とみなします。

図 色彩基準の運用例



## 9) 眺望景観への配慮

### ①友月山・都市計画道路白河駅白坂線

#### ● 視点場

- 中心市街地（城下町地区）から望む小峰城三重櫓は、白河らしさを象徴する貴重な眺望景観です。
- その視点場として、友月山と都市計画道路白河駅白坂線（土橋）を位置付けます。

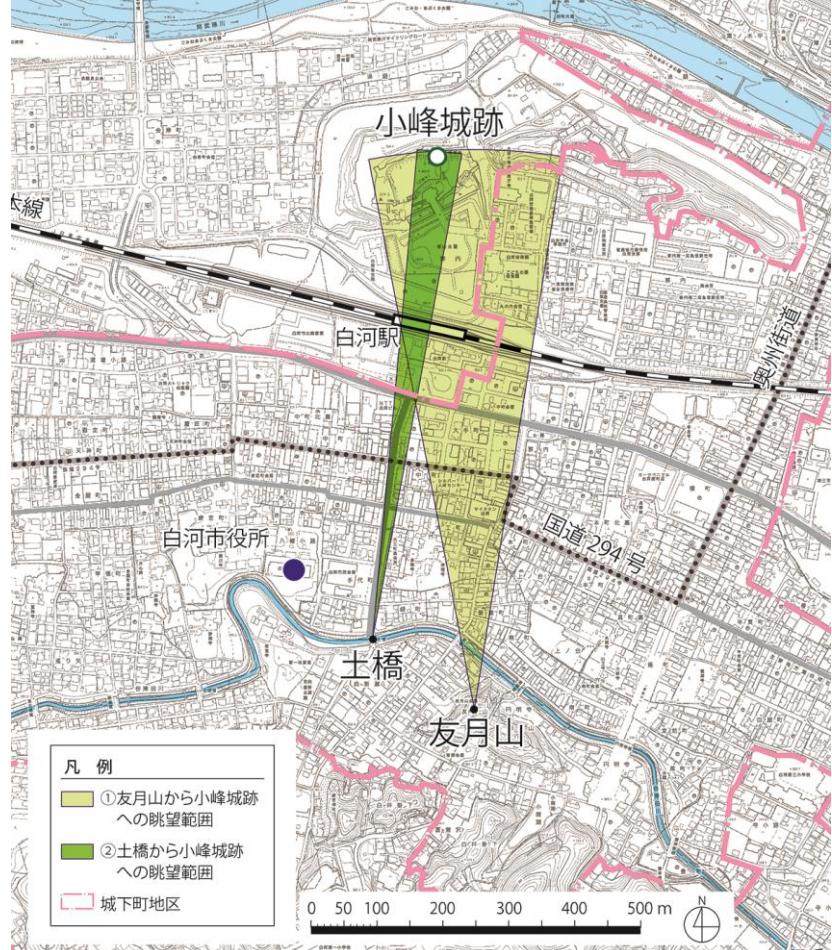
#### ● 壁面屋外広告物の配慮

- 友月山又は都市計画道路白河駅白坂線（土橋）方面に向けて表示しないように配慮すること。やむを得ず表示する必要がある場合は、切り文字としたり建築物の外壁と色調等が調和したものなどとし、高さ10mを超えるものは、市長が認めた場合に限ります。

#### ● 壁面突出広告物の禁止

- 都市計画道路白河駅白坂線沿道地区では、道路を占有する壁面突出広告物の表示はできません。

図 視点場と眺望範囲



## ②南湖千世の堤・共楽亭

### ●視点場

- 白河市の宝である南湖公園から那須連峰や関山を望む眺望景観は、市民はもとより多くの来訪者に親しまれています。
- その視点場として、千世の堤と共楽亭を位置付けます。

### ●新白河駅周辺地区の屋外広告物の配慮

- 南湖公園周辺地区や新白河駅周辺地区では、千世の堤から南湖畔の桜並木への眺望ラインを超えないよう、屋外広告物の高さを制限しますが、南湖方面に向いていない屋外広告物はこの限りではありません。
- やむをえず、南湖方面に向けて表示する必要がある場合は、切り文字としたり建築物の外壁と色調が調和したものなどとし、市長が認めた場合に限ります。

図 視点場と眺望範囲

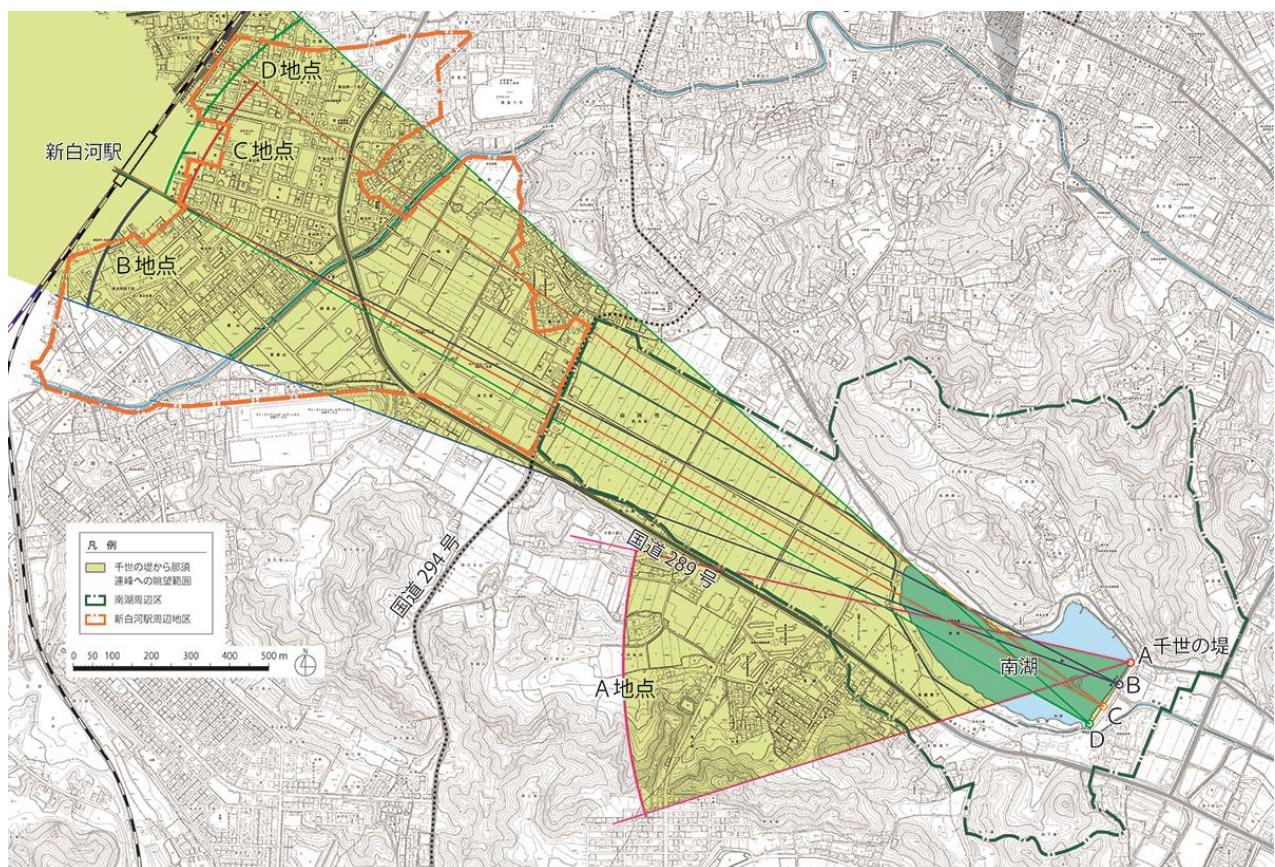
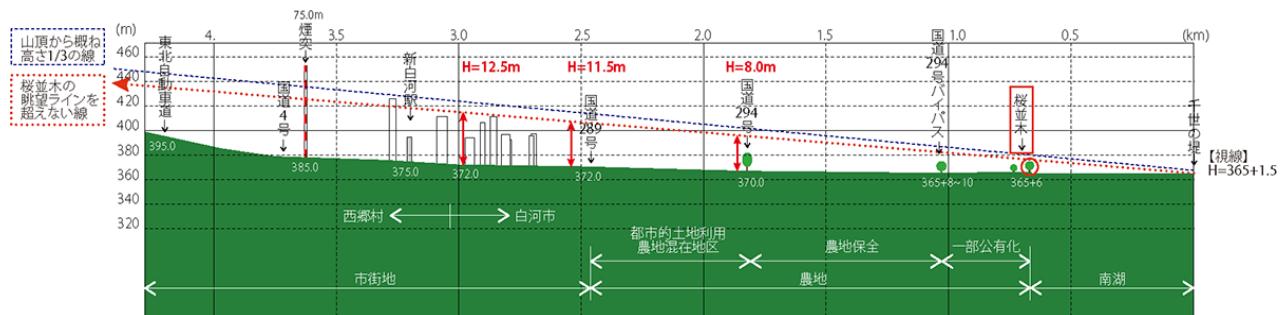


図 千世の堤から那須連峰への眺望断面イメージ



## 眺望への配慮

- ・眺望景観への影響がない又は少ないと判断される場合は、高さ制限を超えて屋外広告物を表示することができます。

- ・千世の堤からの眺望景観については、4つの視点場（A～D）からの見え方を確認した上で、判断することとします。

### ● 視点場方向に向いていない屋外広告物

- ・視点場の方向（友月山、土橋、千世の堤）に向いていない屋外広告物は、表示することができます。

### ● 表示位置と規模の配慮

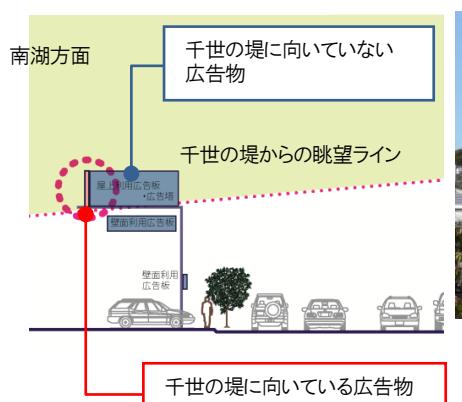
- ・屋外広告物の表示位置が低く、面積が小さいものは、眺望景観に与える影響が小さいと考えられます。

### ● 色彩とデザインの配慮

- ・屋外広告物を切り文字とし、その色彩が建築物の外壁と色調しているなどの場合は、眺望景観に与える影響が小さいと考えられます。



図 眺望景観への影響が小さいと考えられる例



表示位置が低く、面積が小さい広告物の例



切り文字であり、外壁の色彩と調和した広告物の例

### ■ 3. 許可等の手続き編

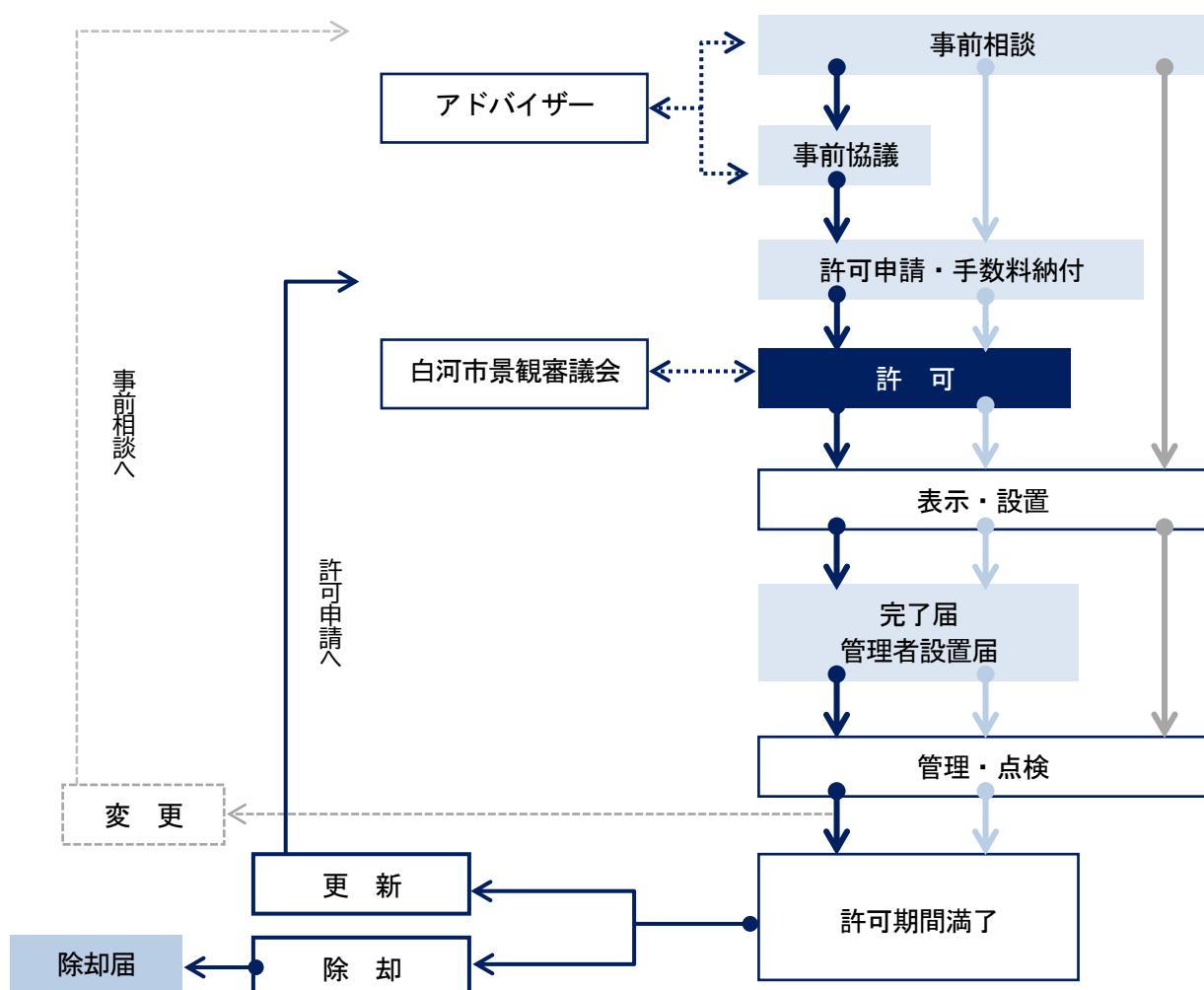
#### 3-1 許可の手続き

##### 1) 事前相談・協議

- ・屋外広告物を設置する際には、事前に窓口で相談してください。
- ・景観計画重点区域、城下町地区、新白河駅周辺地区で屋外広告物を設置する場合は、許可申請の30日以上前に、市長と書面で事前協議が必要です。事前協議では専門家の助言を行うこともあります。
- ・上記以外の区域でも、事前相談・協議を受け付けています。

##### 2) 完了届・管理者設置届

- ・屋外広告物の設置後、完了届及び管理者設置届を提出して下さい。



##### 【凡 例】

次の地域で許可が必要な広告物の流れ  
・景観計画重点区域  
・城下町地区  
・新白河駅周辺地区

左記以外の地域で許可が必要な広告物の流れ

許可が不要な広告物の流れ

## 3-2 許可申請

### ●許可申請書類

- ・屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。
- ・許可に係る申請は所定の様式に従い行います。

### 【新規の申請に必要な書類】

- ・屋外広告物許可申請書
- ・設置する場所、周辺の状況を知り得る図面又は写真
- ・広告物の形状、寸法、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- ・他の法令の規定により許可等を受けていることを証する書類の写し

### ●許可更新申請

- ・管理義務の明確化及び安全のため、更新する広告物の現状（取付部、主要部材、取付金具等）を点検の上、その結果を記載し申請してください。
- ・更新申請は許可期間満了の1ヶ月前までに申請してください。

## 3-3 関係法令

### ●建築基準法

- ・高さが4mを超える広告物を掲出する工作物を設置する場合、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要となります。

### ●道路法

- ・広告物を道路上にはみ出して掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可が必要となります。

### ●自然公園法、自然公園条例

- ・国立・県立自然公園の特別地域等に広告物を設置する場合は、自然公園法、条例に基づく許可が必要となります。

### 【関係機関】

- ・建築確認申請：白河市建築確認申請担当課（建築住宅課）
- ・道路占用許可：国道管理事務所、県南建設事務所総務部・土木事務所  
：白河市道路管理担当課（道路河川課、各庁舎道路管理担当課）
- ・国立・県立自然公園の許可：県地方振興局県民環境部

## 3-4 許可期間・手数料

表 屋外広告物の種類別の許可期間と手数料

種類	単位	枚数または規模	金額	摘要	許可期間
貼り紙	1 件	50枚ごと	250円	50枚未満の端数は50枚とする	1か月以内
貼り札等	1 件	10枚ごと	800円	10枚未満の端数は10枚とする	1か月以内
立看板等	1 個		350円		3か月以内
広告幕、のぼり、旗	1 個		450円		1か月以内
気球利用広告物	1 個		2,500円		1か月以内
電柱等利用広告物	1 個		550円		3年以内
広告板・広告塔	1 基	$S \leq 1m^2$	1,000円	規模は1基当たりの表示面積を合計した面積とする 面積=S 5m <sup>2</sup> 未満の端数は5m <sup>2</sup> とする。	3年以内
		$1m^2 < S \leq 3m^2$	1,600円		
		$3m^2 < S \leq 6m^2$	2,300円		
		$6m^2 < S \leq 10m^2$	3,100円		
		$S > 10m^2$ 5m <sup>2</sup> ごと	3,100円 + 1,100円 / 5m <sup>2</sup>		
アーチ広告塔	1 基	広告塔本体	3,500円	表示広告物は広告板に同じ	3年以内

※ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある広告物等に係る屋外広告物許可申請手数料の額は、当該広告物等についてこの表により算出して得た額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

## 3-5 管理等の義務

### 1) 許可の表示

- ・許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件に許可の際に交付された許可証票を貼付けておかなければなりません。

### 2) 管理義務

- ・屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者（表示者）又はこれらを管理する者（管理者）は、広告物に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。
- ・表示者は、当該許可に係る屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置したときは、規則で定めるところにより、管理者の氏名及び住所を市長に届け出なければなりません。

### 3) 除却義務

- ・表示者は、許可の期間が満了（この条例が施行されたことにより不適格となる広告物で経過措置期間を超えたものも含む。）したとき若しくは許可が取り消されたとき、又は屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該屋外広告物又は掲出物件を除却しなければなりません。
- ・屋外広告物又は掲出物件を除却した場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

## 3-6 違反広告物に対する措置

### ●措置命令等

- ・市長は、白河市屋外広告物等に関する条例の規定に違反し、若しくは条例の規定により許可に付した条件に違反して屋外広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、設置の停止、改修、撤去等の必要な措置を命ずることがあります。

### ●罰則

○次の事項に該当するときは50万円以下の罰金に処することがあります。

- ・除却命令に従わなかった場合

○次の事項に該当するときは30万円以下の罰金に処することがあります。

- ・禁止されている地域や場所に、違反して屋外広告物等を表示した場合、変更申請を行わずに変更や改造を行った場合、除却しなければならなくなったりした屋外広告物等を除却しなかった場合、措置命令に従わなかった場合

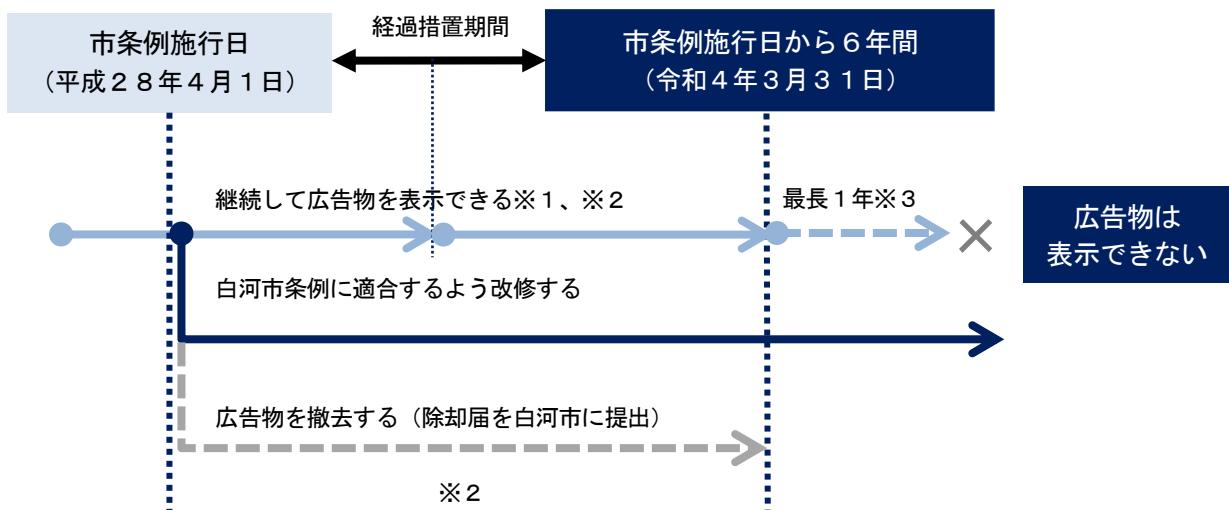
○次の事項に該当するときは20万円以下の罰金に処することがあります。

- ・立ち入り検査等に従わなかった場合

### 3-7 経過措置

- ・白河市屋外広告物等に関する条例（以下、市条例）の施行日（平成28年4月1日）以前に、福島県屋外広告物条例の許可を受けている広告物のうち、市条例に適合しない広告物は、市条例の施行日から6年以内に「市条例に適合するよう改修」又は「広告物の撤去」が必要です。
- ・平成28年4月1日以降に継続して屋外広告物を表示する場合は、更新許可申請時に是正計画書の提出が必要です。
- ・やむを得ない場合に限り、是正計画書を提出し、白河市景観審議会の審議を経て認められた場合は、令和5年3月31日まで表示することができます。

【経過措置の概略図】



※1：条例施行日（平成28年4月1日）以前に、福島県屋外広告物条例に基づく許可を受けている広告物

※2：上記※1の広告物で、条例施行日以降に更新の許可申請をする際に、是正計画書の提出が必要です

※3：やむを得ない場合に限り、是正計画書の提出等により最長1年間表示できる

### 3-8 業者登録

- 白河市内で、屋外広告物を施工する業者は、あらかじめ、所定の様式に必要な書類を添付して福島県知事の登録を受けなければなりません。

### 3-9 地区指定

#### ●広告景観整備地区の指定

- 市長は、特別規制地域等又は普通規制地域等において屋外広告物及び掲出物件を地域の良好な景観に調和させることが特に必要であると認める区域を広告景観整備地区として指定することができます。

#### ●広告物協定地区の指定

- 一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地所有者等は、景観を整備するため屋外広告物に関する協定を締結し、市長の認定を受けることができます。

■お問い合わせ先

白河市建設部都市計画課景観係

〒961-8602 福島県白河市八幡小路 7-1

TEL 0248-22-1111

FAX 0248-24-1854